

# 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の改正に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年5月19日  
住まいまちづくり課

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（以下「条例」）の改正に当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、結果を報告する。

## 1 条例改正案の概要

### (1) 改正の背景

宅地造成等規制法の一部が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」）として一定規模以上の盛土等が全国一律の基準で規制されることとなったことに伴い、盛土規制を法による規制に一元化することとし、現行条例の規制水準を維持するよう条例を改正する。

### (2) 法の概要（施行日 令和5年5月26日）

- 知事は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定し、規制区域内で行う盛土等を知事の許可対象とし、宅地造成等による盛土のほか、残土処分場、一時的な堆積も規制する。

[規制区域]

宅地造成等工事規制区域	市街地や集落その周辺など人家等が存在するエリア（森林や農地も含む）
特定盛土等規制区域	市街地や集落等から離れているが、人家等に危害を及ぼしうるエリア

- 許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、施工状況に定期報告、施工中の中間検査、工事完了時の完了検査を義務付ける。
- 法では、条例により許可対象とする工事規模等の引下げなど、規制を強化することができる。
- 無許可行為や命令違反等に対しては、罰則として3年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金を科すことができる。

### (3) 改正案の概要

#### ア) 法による規制へ一元化

- 県内全域を法に基づく規制区域に指定し、法による規制が県内全域に適用できるようにすることで、盛土の規制は法による規制に一元化する。  
※本県では、令和5年12月までに県内全域を規制区域に指定する予定としている。
- 法による規制がない「斜面地の工作物設置」及び「建設発生土の搬出」については、引続き条例により規制することで斜面の安全確保を図る。

#### イ) 法による許可対象とする盛土規模の引下げ

- 法による盛土の規制への一元化に伴い現行条例の規制水準から後退しないよう、法に基づく許可、中間検査、定期報告の対象規模「3,000㎡超」を、条例で「2,000㎡超」まで引下げる。

#### ウ) 技術基準の強化及び定期報告の報告項目の追加

- 小段の技術基準及び定期報告の報告項目は、現行条例に定める基準及び報告項目と同水準となるよう追加する。

小段の幅	高さ5m毎に幅2m以上、高さ15mでは幅3m以上
報告項目	土砂を搬入した者の氏名、搬入した土量、搬出元の所在地

#### エ) 建設発生土搬出に係る許可要件の見直し

- 県内で残土を処分する場合の搬出先については条例の許可を受けた事業区域としていたが、採石法や砂利採取法の窪地埋立、開発許可を受けた宅地造成に残土を流用する場合も認めることとし、建設発生土のリサイクルを推進する。

#### オ) 施行期日

- 改正条例の施行期日は、公布の日とし、特定盛土に係る規定を削る改正は、公布の日から1年を超えない範囲において規則で定める日（県内全域を盛土規制法に基づく規制区域に指定した日）とする。

## 2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施期間 令和5年4月6日(木)から4月24日(月)まで(15日間)
- (2) 意見総数 パブリックコメント0件  
市町村・業界団体説明会(4/17、4/19に開催)での意見20件
- (3) 主な意見等と対応方針
  - ・ 条例改正案に反対する意見はなかったが、法の適用時期や既存の盛土事業の規制に関する質問・確認があった。

### 【主な意見等】

主な意見・質問	回答内容
盛土規制法が施行となる5月26日時点では、法と条例のどちらが適用になるか。	条例を適用する。
法に基づく規制区域の指定の際に施工中の盛土の扱いはどのようになるのか。	規制区域の指定日から21日以内に法に基づく届出が必要となる。規制区域の指定日以降は、条例による盛土規制は適用しない。
法による規制施行後は、定期報告の期間は、3か月又は6か月のどちらになるか。	法の許可を受けた工事に係る定期報告は、法の適用により3か月毎に報告することになる。

## 3 県政参画電子アンケートの概要

- (1) 実施期間 令和5年4月6日(木)から4月24日(月)まで ※パブリックコメントと同じ期間
- (2) 回答数 429名
- (3) アンケートの概要
  - ・ 法による盛土の規制を現行条例と同水準とする条例改正に4割が適切、法により規制できない工作物及び建設発生土搬出を引き続き条例で規制することに7割以上が必要と回答した。

項目	回答		
法が規制する面積3000㎡超を現行条例と同水準の面積2000㎡超にすることはどうか。	適切 39.6%	厳しくすべき 19.8%	分からない 40.6%
斜面地の工作物設置、建設発生土搬出を条例独自に規制することはどうか。	必要 76.0%	不要 1.4%	分からない 22.6%

## 4 今後の予定

- 6月 条例改正案を6月議会に提案、公布日施行(盛土規制に係る規定を削る部分を除く)
- 9月 盛土規制の指定に関する基礎調査の終了
- 10月 規制区域に係る関係市町村への意見聴取
- 12月 県内全域を規制区域に指定(法に基づく盛土規制の開始)、盛土規制を法による規制に一元化